

2021年9月1日以降に口座開設されたお客さまへ 未利用口座管理手数料の取扱いについて

平素は、株式会社仙台銀行をご利用頂きまして誠にありがとうございます。

さて、当行では長期間ご利用頂いていない口座の利用促進および不正利用による被害防止を目的として、下記のとおり未利用口座管理手数料の取扱いをさせていただきますのでお知らせ致します。

今後もお客さまに満足していただける金融サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

対象口座	<ul style="list-style-type: none">・ 2021年9月1日以降に開設された個人(個人事業主を含む)の普通預金口座(決済用預金も含む)、総合口座、貯蓄預金口座・ 最後のお取引から2年以上、一度もお預入れ、お引出し、口座振替等がない口座(本件手数料の引落とし、および利息入金は除く)
対象外口座	<ul style="list-style-type: none">・ 預金残高が10,000円以上の当該預金口座・ 同一支店で借入残高があるお客さま・ 同一支店で預かり資産(定期預金、投資信託等)の残高があるお客さま
未利用口座に対する取扱い	<ol style="list-style-type: none">(1) 未利用口座の対象となった際は、当行にご登録頂いているご住所宛にお知らせを郵送致します(2) 郵送後、一定期間(約3ヶ月)を経過しても、ご利用またはご解約がない場合、対象口座から未利用口座管理手数料をお引落とし致します(3) 手数料金額に対して対象口座の残高不足により、本件手数料の引落としができなかった場合は、対象口座の残高を全額引落とし、口座を自動的に解約させていただきます
管理手数料	年間 1,320円(消費税込)
備考	<ol style="list-style-type: none">(1) 2021年8月末までに開設された普通預金口座(決済用預金も含む)、総合口座、貯蓄預金口座には、未利用口座管理手数料の負担はありません(2) 2021年9月1日以降に口座開設された「未利用口座」を対象として管理手数料をご負担いただくものであり、日頃からお預入れやお引出し、口座振替等をご利用いただいている口座が対象となることはありません(3) 「未利用口座管理手数料」の引落としが開始後は、口座の利用はできません

上記の内容について確認しました